

次世代自動車等普及促進事業補助金のご案内



申請順に受付を行い、
予算に達したら
申請受付は終了します。

鹿児島市は自動車から排出されるCO₂の削減を目的として燃料電池自動車、電気自動車、クリーンディーゼルトラックなどの購入に対して補助を行います。

対象者

【燃料電池自動車、電気自動車、クリーンディーゼルトラックなど、V2H充電設備以外のもの】

ア) 次の全てを満たす個人・事業者

- ① 交付申請日に、個人にあつては市内に住所を、事業者にあつては事業所（又は営業所）を有し、市税を完納していること。
- ② 使用の本拠を鹿児島市内とし、自ら使用すること。

イ) 上記アの者を対象に4年以上のリースを行う リース事業者

【V2H充電設備】 ※リース事業者は対象外です。

ア) 次の全てを満たす個人・事業者

- ① 補助金の交付対象となる電気自動車の購入にあわせてV2H充電設備を購入し、電気自動車の使用の本拠の位置に設置すること
- ② 交付申請日に、個人にあつては市内に住所を、事業者にあつては事業所（又は営業所）を有し、市税を完納していること。
- ③ 電気自動車の使用の本拠を鹿児島市内とし、自ら使用すること。

対象車両と補助金額

対象車両		補助金額	制限※
燃料電池自動車	自動車検査証に燃料が「 <u>圧縮水素</u> 」であることが記載されている乗車定員が4人以上の新車	300,000円/台	一個人につき1台/年度まで 一事業者につき2台/年度まで
電気自動車	自動車検査証に燃料が「 <u>電気</u> 」であることが記載されている乗車定員が4人以上の新車	100,000円/台	一個人につき1台/年度まで 一事業者につき2台/年度まで
クリーンディーゼルトラック	H21年排出ガス基準に適合し、自動車検査証に燃料が「 <u>軽油</u> 」であることが記載されている、車両総重量が3.5トンを超える貨物の運送の用に供する新車	50,000円/台	一個人につき1台/年度まで 一事業者につき4台/年度まで

上記以外にもV2H充電設備、天然ガストラック、ハイブリッドトラック、クリーンディーゼルバス、天然ガスバス、ハイブリッドバスも補助対象となります。 ※リース事業者はリース先について制限台数を適用します。

鹿児島市 次世代自動車等

検索 

※右のQRコードを読み取ると鹿児島市ホームページ上の該当ページへ簡単にアクセスできます。

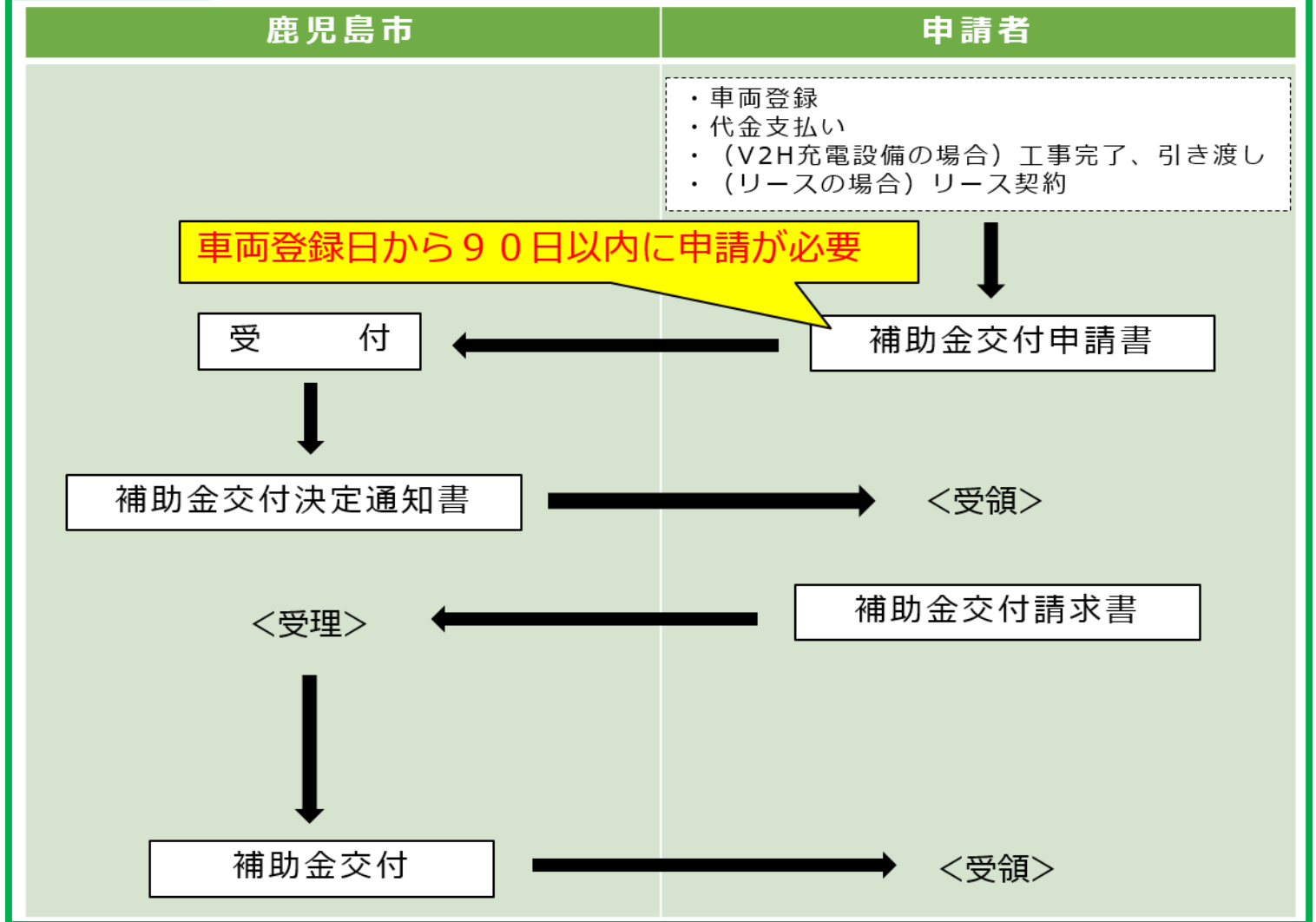
(QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です)



(問い合わせ先) 鹿児島市 環境局 環境部 再生可能エネルギー推進課

〒892-8677 鹿児島市山下町11-1 (みなと大通り別館4F) TEL:099-216-1479 FAX:099-216-1292

申請の流れ



申請方法

- ・ 申請書に必要な書類を添付し、再生可能エネルギー推進課に持参又は郵送してください。
- ・ **申請期限は、車両登録日から90日以内です。** (V2H充電設備を申請する場合は、V2H充電設備の保証開始日又は同時に申請する電気自動車の車両登録日のいずれか遅い方から90日以内です。)
- ・ 申請書等の様式は、市ホームページからダウンロードできます。

申請にあたっての注意事項

- (1) **令和3年4月1日以降に車両登録したものが対象**です。(V2H充電設備の場合は、V2H充電設備の保証開始日又は同時に申請する電気自動車の車両登録日のいずれか遅い方が**令和3年4月1日以降**であるもの)
- (2) リースの場合、車両を購入するリース事業者が申請者・補助金交付対象者となります。
- (3) リースの場合、対象車両のリース料金に補助金相当額を反映し、値下げしなければなりません。
- (4) V2H充電設備は、補助金対象となる電気自動車と同時に購入する場合に対象となり、単体での補助はありません。
- (5) V2H充電設備の設置工事を行う事業者は、鹿児島市内に事業所・営業所を有する事業者である必要があります。
- (6) 国や県の補助金と重複して申請できます。
- (7) これまでに同一の次世代自動車の導入に際し、市から補助金の交付を受けている場合は、補助対象となりません。
- (8) 処分制限期間内(4年間)に当該車両の処分を行う場合は、事前に市長の承認を受けることが必要となり、返還金が発生する場合があります。